

平成14年8月19日

龍谷大学理工学部  
流域委員会 委員 教授 宗宮 功

事務局を通じて、WG 部会長の意見として、水質関連事項に関する原案作成の依頼を受けましたが、“中間とりまとめ”に対して、どのような変更を加えるかということか、あるいは水需要管理 WG の報告書の中で水質関連事項をどう記述するのか、内容が判然としませんので、ここでは取り敢えず1) 後者の場合の文章を記述し、2) 前者と解釈した時の変更点・入れていただきたい文章を記述します。

### 1) 水需要管理 WG の報告書の内容として水質に関する事項

水系の水管理のうち水質管理や水需要管理は、清浄で安全な水が供給可能であるとの立場から、慣行水利権に則って検討されてきたはずである。もはや人為汚染にさらされない水などこの淀川水系には1滴もない事は誰もが知っている。上流は比較的自然度が高いため、汚染降水に対し森林や土壌による浄化が可能であるが、利水毎の水需要を満たすにつれ、その水質は消費されて劣化している。今までの一般水系における水質管理は、有機性汚濁や重金属汚染などの公害事象に対処するために設定された水域内での環境基準点での水質値や放流水質基準を監視し管理することによってなされてきた。以後の新たな汚染事象の発生と共に、水質項目や水質値について上乗せ、横だしがなされ、対処が計られてきた。ただ、新たに発生する問題に対して十分な管理体制が出来上がっているとはい言い難い。よって、水系内での水需要が高まり、繰り返し利用される機会が増加するにしたがって、汚染度はそのまま積み重ねられて、水質的危険度を増加させていることは間違いない。

河川管理者においては、水量の手当はするが、水質上の安全性は利水者が個々に技術的努力をして必要水質まで浄化して使えば問題ないと立場で管理がなされてきたようである。だが、将来においては取水する権利を河川管理者等“公が一括管理する”以上、その水が一定程度の汚染を超えると原料供給者としての責務を問われる事態が発生しかねない。環境の時代にあっては、住民が水辺に近づいて遊んだり、水浴びすることができないことは河川管理が悪いからと一般住民から非難されかねない。最も簡単な汚染例は時々発生する油汚染であろう。一旦油汚染が発生した場合、河川管理者はどう対処するのか？汚染企業に対し今後の取水権を問題にする事はあるのかあるいは水排出権を問題にするのか？あるいは、河川管理者として一時的であれ各種目的に利用できなくなった不利益に対する保証を要求するのか？対応策はどうなっているのか？ましてや、環境リスクを論じ、危険度について国民のコンセンサスを得た上で管理基準を定めようとする極微量だが、危険性を有する環境ホルモンや有機塩素化合物、あるいは病原性微生物群などの管理をどのような体制で

対処するのか明確に対処方式を検討しておく必要がある。

水量管理は時々刻々計量されて24時間管理されている。一方、水質値は平均水質を求めることも困難であることもあるが、連続測定装置で測定されていても、法規上管理すべきものとなっていないために、ほとんどが参考資料として計測されるのみで、お蔵入りしている。毎日的な水質値はむしろ利水者である水道企業体で毎日計測されたり、地方自治体が環境基準点での水質値を月1度計測することで済ませているようである。基本的には、毎日的な水質測定体制ではなく、問題発生してもその原因を究明できるだけの情報となっていない。少なくとも清浄で安全な水であることを時々刻々把握し、水辺を安全に利用できるように情報を提供する体制を確立すべきである。

## 2) “中間とりまとめ”に対して(参考までに)

(・・・基本的にはいまの時点で加筆するのは不可能と存じますが、水質から見た必須事項を理解していただくためにと考え記述します)

### I-5ページ 2.流域整備の変革の理念 の項

#### ■ 水の需要管理の導入

本項は“水の需要管理と水質管理”とすべきである。

内容として「流水は毎年同じでも、流れる水質は毎年異なっていることを自覚し、水質管理に勤める。」

### I-6ページ 3. 整備計画の基本的な視点

#### (3) 安全な水をはぐくむ水系

本水系にあっては、水は既に何度か繰り返し利用された可能性があり、したがって、“安全な水を育む”とは一体どういうことか理解できない。又説明で“安全に循環する水系を目指す”となっているが、これは水量の話であって、安全に循環は”安全な水質“ではないかも知れない。

#### (4) 憇い、親しみ、学ぶ水系

これらに加え、“遊ぶ”が抜けている。

### I-7ページ

#### (5) 地域の多様な社会・文化に活力を与え続ける水系

第2項として、“水にかかわる地域社会活動を醸成できる水系”(NPO.NGO,あるいは社会スポーツ組織・団体の活動を拡充する。) を追加する。

### 3-2 基本的な視点

#### (1) 流域全体を視野に入れた検討

問題認識：今まで

第4項として、

- ・水質にかかわる価値観の位置付け不足で、水量のみの配分がなされてきた。  
を追加。

転換の方向：これから

第5項として以下を追加。

- ・水系内各地での環境ホルモンやダイオキシンなど汚濁物質の受け入れ可能容量に関する検討、受け入れ制限や抑制方策を検討すべきである。

I-8 ページ

転換方向：これから の第3項として

- ・人の生活や活動をより自然〔河川など水環境〕に近づける仕組みの醸成

I-9 転換の方向：これから の項の第5項に一部追加

- ・省庁・部局間の横断的連携、市町村あるいはNPO,NGO等との連携を十分図る。

I-11 ページ

4-2 利水

(1)利水に対する基本的な考え方の転換

第5項として以下を追加

- ・上流から下流に向け繰り返し利水による水質の劣化は避けられない。水質に応じた水の使用を想定した利用計画、水利権の再配分を検討しなければならない。  
(同じ取水権であっても、水利用にあって上・下流で水質的価値が異なってくる事への配慮)

I-12 ページ

(3)安全な水質の確保

第3項として以下を追加

- ・継続的水質の監視がいる。

I-13 ページ

4-3 利用

(1) 水域利用

第1項として以下を追加する。第4項目は河川管理者の責務からのみ検討されているので、地元との情報や利用に関する協議を頻繁にする機関がいる様に書き換えるほうがよい。

- ・組織だった水辺利用体系の構築がいる。 河川管理者、地元行政組織、スポーツクラブなどの各種組織。(カヌー、ヨット、ボートなどの教室、水泳教室、など)

#### I-14 環境

この項、“環境”は自然ないし生態系を対象として記述されたものであって、いわゆる人間の環境としての位置付けはなされていない。これほどまでに、自然(生態系)を配慮するのであれば、もっと人間活動の影響度合いやそれへの対処について考述する必要がある。

##### (1) 水量・水質・水温

①清浄で安全な水質の確保 “生態系を対象とする”とすると、清浄な水、安全な水の意味がはっきりしない。人の水利用と混同していると思われる。

##### ②川本来の水量と水位の変化の回復

基本的に川本来の水量や水位など定義できるのか疑問である。この項は、水量や水位さえ確保できれば良いとの印象を与える。どうして水質という項目が入っていないのか？水の酸素がゼロでも問題はないのか？pH が 1 や 2 になってしまっても問題はないのか？かつての寝屋川や平野川などの汚染問題などはどうなってしまったのか？

したがって、人との連なりを関係付けるため以下の項がいる。

- ・ 人為汚染の影響と被害予測を検討することが必要である。

#### I-15 ページ

##### (3) 好な自然観察官の保全・回復

本項の第3項として

- ・継続的な水域監視システムの構築がいる(景観や水草判も、植生確認のため)。
- 等である。